

処 分 基 準

平成21年12月 4 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条の3第2項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格の認定の取消し
原権者(委任先) : 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13(年少射撃資格の認定)、第11条の3第2項
処 分 基 準 : 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室保安係(電話 095-820-0110 内線3177・3178)又は住所地を管轄する警察署の 生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :